

秋田県告示第38号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
令和元年5月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鈴木工務店
大仙市刈和野字百人畑9-5
鈴木健生
秋田県知事許可（般-27）第81499号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年4月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和元年5月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
中野工務店
仙北郡美郷町金沢西根字上百目木89-4
中野光一郎
秋田県知事許可（般-29）第11678号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年4月25日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。